

保育者養成校における日本国憲法の授業改善に関する一考察(その1)

桑原 広治

A Study of class improvement for the Constitution of Japan at Childcare training school

KUWAHARA HIROHARU

Abstract

In the present study, we found that students seem to consider the class of the constitution as a difficult subject. This because many of those students may consider that it requires students to memorize the clauses or may have a certain image of a difficulty to interpret the contents due to many Chinese characters. Therefore, we need to assist those student to “be familiar with the constitution” from “the awareness of difficulty with the constitution” by communicating with them as no need of clause memorization. We also consider it would be meaningless if those students do not notice bullying and human right without applying the awareness of human rights to various issues in the real world even they have a certain level of legal knowledge. In this paper, we attempt to improve and examine how students in childcare education can learn the knowledge of the constitution of Japan through the class improvement as a member of society to support the expertise.

Key words: The constitution of Japan, human rights, authority, trial, social issue, political issue, first-year education, educational personnel certification law, collaboration of classes, group work

キーワード： 日本国憲法、人権、権力、裁判、社会問題、政治問題、初年次教育、教育職員免許法、科目間連携、グループワーク

1 はじめに

本研究の目的は、「教職課程」でなぜ「日本国憲法」を学ばなければならないのかの意味について検討する。筆者は本学着任1年目であり、担当する主な教科は「日本国憲法」、「保育原理」、「保育・教職実践演習」等である。講義科目である日本国憲法や保育原理は知識を理解することが多く求められる。特に、大半が先生と呼ばれる職業につく学生にとっては日本国憲法にお

ける人権論は非常に重要なものである。しかし、教科の性質上、単なる一斉講義の形態をとっても、学生のモチベーションを維持することは難しい。「保育者を志すものがなぜ日本国憲法を学ぶのか」の理解を図るために、「いかに教えるか」の授業改善についての考察を試みたものである。

あらかじめ、本研究は授業改善が主目的であ

り、日本国憲法の専門的な手続きを経た研究ではないこと、数量的な分析を用いた一般的な研究ではないことを断っておく。

2 問題意識

上記の学生の現状でも述べたが、学生は、すでに小学校、中学校、高校で一応の憲法の勉強はしてきている。それでも、「憲法は難しい」というイメージを持つ学生に「憲法」は身近な存在に感じられるように取り組まねばならない。しかし、学生からは法律の教科書等には、「なぜ抽象的な言葉が多くでてくるのですか?」という問いもある。たしかに、高校までの教科書に比べれば、抽象的な用語が次から次に出てくる。さらに、具体的にイメージすることは簡単ではない。

そこで、学生には少しでも憲法を身近な問題として感じてもらうために、毎日のように新聞記事やニュース等にとりあげられている「教育問題」「環境問題」「選挙制度の問題」、さらに現在では「コロナ禍に潜む人権問題」「いじめ」「虐待」などを示し、これらの問題の多くは「憲法問題」であることを伝え、身近な存在にとらえられるようにした。筆者が1週間の間に報道されたニュース等の新聞記事からピックアップし、印刷したものを学生に配布する。学生は新聞記事を一読し、感想や気づき、考察を記事に書きこむことで憲法理解の一助にする。

3 研究の考え方

(1) 法律を学ぶ上での学習の構え

保育士や幼稚園教諭をめざす学生にとって、人権感覚や園児に伴う事故の事例についても取り上げ認識してもらうための教材を研究する。

本学の建学の精神は「自己を他者に生かす」である。保育者、幼稚園教諭等を養成する上で学生に「寄り添う」視点を大切に、学修の構えも重視する。筆者は、チャイムと同時に立ち上がり、お互いに一礼する。学生には「時間管理の大切さ」も体得してもらう必要からである。

だからこそ、教員が時間管理に乏しいようでは範を示すことは不可能である。出席を取る際は、ひとりひとりに目を合わせて健康チェックを兼ねる。なお、大学生になってまでという考えもあるが、筆者はキャリア形成が未熟で、現場からの要請がある以上は、必要なことだと考えている。いわゆる、社会人としてのルールや権利・義務の関係はもとより、時間感覚等も求められることも保育者養成校で日本国憲法を学ぶ意義である。

西原は、「学校で先生になる人の憲法の理解が求められる一つの理由は、学校が次世代の主権者を育てる場だからだ。」⁽¹⁾と述べている。中川は、「一般教育科目である日本国憲法の授業内容の程度は、いわゆる教養としての憲法であり。大学法学部で展開されるような憲法解釈や比較憲法を中心とするいわゆる憲法学のようなレベルが求められているとは考え難い。それよりも、将来の日本を保つ、教養的なレベルが教職憲法としてふさわしいのである。」⁽²⁾と述べている。

さらに、教職憲法の課題について、中川は、「大学の一般教育科目の『日本国憲法は、教職課程における免許状授与の際の、教育職員免許法施行規則第66条の6に基づき必要とされる科目である。文部科学省による『日本国憲法』の名称を科目名に入れるとする一定ルールの設定はあるものの、大学によっては、『法学（日本国憲法）』『暮らしと法律（日本国憲法）』などと称している場合もあり名称は必ずしも統一的不是ではない」⁽³⁾と指摘する。

このように4年生大学の法学部学生に求められる内容とは事情を異にし、短期大学の保育者養成校に求められる内容は自ずと子どもや保護者等との現場で生きる授業にも転化する必要があると考える。

(2) 授業や教育活動のスタートは「学生理解」

キャリア形成ができていない入学して間もない学生に対して、「短大生だから」「大学生にもなって」「自己責任が求められる」などは、現代の大学生に通用しないだけでなく、個々に応

じた対応が求められる。特に教員の言葉かけは「退学へのひきがね」にもなりかねないことを認識しなければならない。教員は自らの20代前後の人生を振り返ってみる必要があるのではないか。筆者は、常に、学生に対して自らを置き換えてみるようにしている。学生は、今は「ぼんやりと」「なんとなく」という夢の設計であるかもしれないが、夢の実現のために教員は「学生理解」を前提にして授業設計に臨まねばなるまい。筆者は、入学式で保護者の前で学生の「宣誓」は、教員に対しての「よろしくお願ひします」であり、教員側は、「こちらこそよろしくお願ひします。しっかり育てていくことを誓います」ということではないか。また、卒業式での「答辞」は、「精一杯に育てました」「ご家族の皆様安心してください。ご子息、ご令嬢は立派に成長されました」ということではないか。

いわゆる、教員側は、現代の学生の資質が、基本的な生活習慣や基本的な学習習慣にかなりの個人差があることを覚悟して臨まねばならないだろう。よって、教職員間の情報の共有(教職協働)は避けては通れない。本学の建学の精神は、「自己を他者に生かす」である。また、本学学長は、「寄り添う」教育の実現をめざしている。筆者は、この「寄り添う」教育は、学生理解を根底に据えたものでなければならないと考える。

また、教員の現場理解が必要である。そのためには、定期的な実習先訪問での情報収集だけでなく、可能な限り現場に足を運び情報交換して現場情報を収集しておくことが重要である。

これまで現場の保育園などの保育者は、温度差、地域差などはあるものの、研修の機会や学ぶ機会が少ないと捉えていた。要するに、現場の保育者は多忙であり、養成校の教員としても、そのことに思いを馳せていくことが学生指導に生きるかと考えている。そこで、園長等や主任保育士との勉強会の折、講師をお願いされるときには、こちらの時間の都合ではなく、保育園の保育者の時間がつく時間に合わせて、「教師論」「保育者論」などの講話を重ねてきた。内輪の勉強会でもあり、普通では考えられないような

質問やコメントが生まれる。現場での人権問題等からむ問題事例もあり。憲法の授業の具体例になる。これは、筆者の学びになり、学生への情報発信にも連動するのである。

4 授業の概要

憲法に対する苦手意識をより身近な教材によって、憲法に関心をもって臨めるようにした。しかし、憲法の基礎基本である、条文や判例並びに学説、さらに法律専門用語の解説を疎かにはできない。その際には筆者が提唱する学びの七つ道具であるところの、小六法、辞書、授業用ノート、蛍光ペン、付箋紙などは、手元に置いておく。ただし、辞書や六法を紐解いて条文をさがすことなども、面倒がってなかなかやろうとしない学生もいる。始めが肝心であり、習慣化に勤めなければならない。

(1) 授業のねらい

日本国憲法は、法律の中でも基本法と呼ばれており、すべての法律の基準となるものである。日本も法治国家であるので、法によって社会が成り立っていると考えると、日本の社会の在り方が日本国憲法に求められていると考えられる。そういう観点から、日本国憲法の内容を理解していく。

(2) 到達目標

1. 日本国憲法には、どのようなことが定められているかを理解する。
2. 日本国憲法の目的や今日的意義を理解する。
3. 日本国憲法における人権保障の考え方を身につける。

(3) 授業の概要

まず、日本国憲法の全体について、どのような内容なのかを「前文」「人権」「国会」「内閣」「裁判所」「地方自治」という順に学び、それから、憲法にまつわるトピックである「個人情報保護」や「社会保障」の問題、「裁判員制度」等を題材に憲法の個々の論点の理解を深めていく。な

お、教育的配慮から、授業計画は変更することがある。

(4) 内容

(3) 授業計画		
1	オリエンテーション：講義の進め方、内容等の概要説明(ノートの取り方、講義の進め方等について共通の認識を持つ) 憲法の意味：近代的意味の憲法 日本国憲法と太平洋戦争との関係 憲法の目的(特に個人の尊厳とかかわりについて)	9 プライバシー権と個人情報保護について
2	憲法前文について 象徴天皇制と天皇の権限について	10 生存権について(1) 憲法25条の特性や役割について学ぶ。
3	日本国憲法上の人権規定について 1. 幸福追求権 2. 精神的自由権 3. 経済的自由権	11 生存権について(2) 具体的な事例を通してその役割について考える。
4	刑事事件上の人権規定 1. 適正手続 2. 自白の禁止	12 自己決定権について(1) 憲法の規定に照れる自己決定権の考え方について学ぶ。
5	統治機構について(1) 国会の構成・機能	13 自己決定権について(2) 具体的にどのような問題として現れるかを学ぶ。
6	統治機構について(2) 内閣の構成・機能	14 裁判員制度について(1) 司法制度のなかでのこの制度の意味や制度の内容を学ぶ。
7	統治機構について(3) 裁判所の構成・機能	15 裁判員制度について(2) 具体的にどのように行われるか映像資料などで学ぶ。
8	地方自治について、予算について 憲法改正について 憲法尊重義務について	定期試験：筆記

4 授業の実際

基本的には講義形式の授業を行う。毎回、資料等を配布し、それらに基づいて講義を行う。ただし、90分間、座学のまま、一斉に聞くだけの講義はしない。常に学生との双方向授業のアクティブラーニングの授業になるように努めている。

まず、これから法律を学んでいくための基本となる知識を説明することからスタートする。学生の中には、「六法」という言葉は聞いたことはあっても、具体的に「憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法」の六つをいうことを知らないものもいる。授業では、まず六法全体を概観し学生が六法のルールにうまく乗れるようにするために、法的な主張の根拠・理由づけとして使われる①条文、②判例、③学説の3つの解説から始めた。その解説については、品川の「法律の教科書」から以下の3点を解説した。

①条文とは、各法律に箇条書きの形で記載された文章のことをいいます。「民法第110条」といえば、民法という法律の110番目に書か

れた条文のことを指します。法的な議論のスタートは、いつでも条文であるということを忘れないでください。」⁽⁴⁾と説明している。

学生には条文は音読の習慣をつけることを確認する。また、辞書は手元におき随時辞書で確認することの習慣化を指示した。

②判例とは、「裁判所が事件を解決するために示した判断のことをいいます。具体的な事件において条文をそのままあてはめてもうまく事件が解決しない場合、『法律の解釈』が必要になります。その際に、『このような場合にはこう解釈すべきだ』と裁判所が示した判断が判例です。判例は、裁判所という国家機関が現実の事件を解決するために実際に下した判断です。したがって、判例が示した解釈は法律の世界ではとても重要な意味をもつことになります。」⁽⁵⁾と説明している。

③学説とは、「学者による『法律の解釈』のことをいいます。つまり、ある『法律の解釈』について、学者の意見が学説、裁判所の意見が判例というわけです。ある論点について、多くの学者がおおむね賛成している説を『通説』と呼びます。」⁽⁶⁾と説明する。

以上の小六法を参照しながら「条文」「判例」「学説」等について、基本的な活用の仕方を押さえた上で、「法学入門」について、下記の観点から解説を行い、理解を求めた。

(1) 憲法を学ぶ上での法学の基礎・基本

①条文の読み方トレーニングと、科目間連携並びに新聞記事等はワンセット

短期大学は2年間で保育観等を備えた実践力を体得させることが求められる。そのためには、日本国憲法の授業は科目間連携を常に意識し、他教科を日本国憲法の視点を常に念頭において授業を展開した。したがって、日本国憲法の授業で保育原理がでてくるし、福祉の授業、保育実習での出来事、園長先生等の言葉なども机上に挙げて議論していく。



図 1 科目間連携を踏まえた法律学習の七つ道具依
(辞書、六法など)

②法律ノートのとり方

学習の習慣化の一つとして、「講義を聴きながら「ノート作り」をする方法を身に付け、「予習」「復習」の習慣をつけるようにした。また、合わせて、毎時間の授業終了後、振り返りシートにまとめて次時の前日までに提出することを課した。

木山は、「講義でノートをとることは、耳や目から入ってきた情報を、頭でいったん咀嚼・整理し、手で書き起こすという作業です。極端に記憶力のいい人なら別ですが、情報は多くの人にとってはインプットとアウトプットをすることで頭に入るものだと思います。また、自分で情報を取捨選択し、わかりやすくまとめるにはどうしたらいいかを試行錯誤したり工夫したりすることも情報処理の訓練の一環。講義中に「自分のやり方」でノートをとることは、結局は予習復習の苦労を減らす、効率のいい勉強法なのである。」⁽⁷⁾と述べている。

横田らは、「ノートの完成は講義後にして「どれだけ詳しいレジュメが配布されたとしても、それが講義内容ですべてではありませんから、口頭で話されたことも含め講義内容を後から詳細に確認できるようなノートを作ることは必須です。講義中はどこにメモしても構いませんが、復習時に、レジュメ、授業内ノート、教科書・判例集等の情報を集約・整理しながら、自分なりのノートを完成させるとよいでしょう。」⁽⁸⁾と述べている。

学生には毎時間、授業ノートを整理して、考察を加えた A 4 振り返りシートの提出を求め

る。その振り返りから、評価の高かった学生や、進歩が見られたコメントをスライドで紹介することにより、授業ノートと振り返りシートのまとめ方にレベルアップが見られるようになった。授業中の発言がひとまとまりの話になっているか、提出された振り返りシートがひとまとまりの文章(コメント)に整理されているか、しかも考察されたものであるかが学びの成果が評価の観点であること伝えている。

③グループワーク

グループ編成は、筆者が行う。司会も指名する。可能な限り、社会人学生でリーダーシップがとれる学生を指名する。ここで大切なことは、事例問題にしても、新聞記事等を読み解く場合でも、まず、自分で一読する習慣化を図るとともに、蛍光ペンでマークしながら、気づき、感想、考察を書き込むことを前提にしている。

それを受けて、グループリーダーが司会となって、ディスカッションを行う。ただし、コロナ禍であったので、グループの中でのペアでの意見交換に切り替えた。

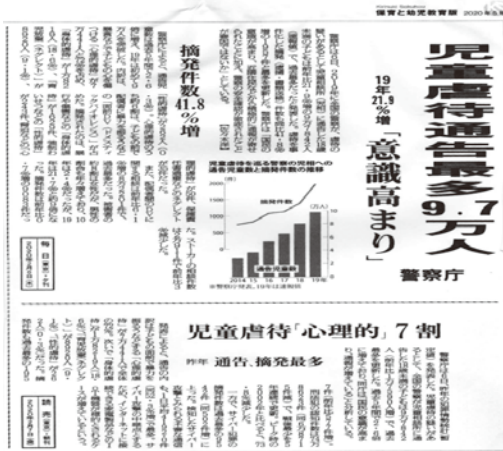
(2) 憲法を学ぶ上での教材活用

新聞記事の活用と辞書、蛍光ペン、付箋紙等はワンセットである。短期大学生は、「活字」を読む機会が、4年生大学に比べて決定的に少ないことを前提にして、新聞記事に目を通すことを課題にしたのである。

学生に法律問題を身近にイメージしてもらうために日々の朝刊は当然であるが、筆者は幼児教育の関連記事を集めた月刊雑誌を購読している。これは、毎日の朝刊だけでは不足する全国の幼児教育関連の記事がタイムリーに掲載されており、地方出身もいる学生にはより身近な新聞記事に触れることで、憲法や法律問題がより身近に感じられるようである。

新聞記事は、「読むこと」、その際は蛍光ペン、付箋等を手元に置いて、気づいた疑問点、調べてみたいことなどは、その都度マークし、自分の意見を書きこみ、読めない漢字は辞書を引き、意味等を書きこんでおくことを求めた。

以下、その月刊誌にある新聞記事の中から、以下のテーマごとに取り上げ、事前に一読し、感想や考察したことの書きこみをもとに、グループワークを行う。その後、記事や質問等の解説等を行う。合わせて、関連する条文や判例も提示し、理解を深めるための工夫を行った。



この新聞記事を提供しても、虐待という言葉は知っていても、関心をもって読み、議論できるまでの探求心は低い。そこで、学生が読みやすい内容で短い記事などから入った。幸い、毎月、購読する「切り抜き速報 保育と幼児教育版」には、コロナにおける人権問題、いじめ問題、年金問題など、憲法との関連に気づかせる記事が豊富であり、日常の授業で活用している。

④映像教材の活用

DVD「日本国憲法の誕生」を視聴した。学生は、これまで小・中・高校で憲法を学んできたとは言え、断片的な知識であることは否めない。このDVDは、憲法が誕生するまでのプロセスが鮮明に描かれており、寝る学生は一人もなく、真剣にメモを取りながら聞いていた。視聴後は、まず自分の感想や考察のシートをもとに、グループワークを行い、指名されたものが発言を行う。それを受けての解説や、質問の解説も行うようにした。また、その後の振り返りのAシートにもまとめてあった。法律の講義ノートの取り方の成長であろう。また、裁判員

制度のDVDも視聴した。

(2) 保育と憲法について

この書籍は、著者である園長そして、園に通う幼児の保護者であり、弁護士でもある二人の共著になっている。特に人権論などについて詳しく書かれている。学生にも随時取り上げて解説しているが、理解しやすいようである。

川口らは、「保育士さんは、『難しいねえ』と笑った後、少し考えて、『正解がないからかな。誰一人として同じ子はいないし、その時々之间的感情も、その気持ちの背景もいろいろだからね』。そして、私たちは、『子どもを見る目を豊かにする』をテーマにしている、子どもの姿について、『こんな見方もできるんじゃない？とみんなで「日常的に話しているんですよ」と話してくれました。

一人ひとり、個性があり、気持ちがあり、その気持ちに背景がある。決して正解がないからこそ、複数のまなざしで子どもを見つめ、子どもをより理解しようとする。子どもから学ぼうとする。保育士さんの言葉から、目の前の子どもを、たった一人のかけがえのない存在として尊重していることが伝わってきました。「個人の尊厳」を大切に『まなざし』を感じました⁽⁹⁾と述べている。

さらに、川口は、「現実の社会はいま、格差と貧困が拡大し、長時間労働の末に過労死、過労自殺で命を落とす人も後を絶ちません。『個人の尊厳』が根こそぎ奪われる時代です。」⁽¹⁰⁾と述べている。

次に、保育者の専門性と法律を考える上で、プールでの事故を事例として取り上げ、法的な考え方に迫ろうと考えた。

学生は、普通の保護者の視点と専門職としての違いを再確認したようである。この事例は相応にインパクトがあったようで、その後の法律問題等を考えるベースになったと思われる。

●保育事故（プール活動中のでき水事故（私立幼稚園）

【事例①】

私立幼稚園X(園長Y)の年少組に通うAくんは、幼稚園の室内プール(直径4~5m、深さ65cm)で実施されるプール活動に参加していましたが、プール活動終了後、担任教諭Zが遊具の片づけのために園児らに背を向けて作業をしている間に溺れてしまいました。当時、担任教諭Zのほかには園児らを監視しているものはおらず、事故の発見が遅れた結果、Aくんは死亡してしまいました。この担任教諭Zは、新任で経験は浅かったものの、事前にプリント等を渡されるなどしてプール活動の流れや監視方法を具体的に指導されていました。

【被害者】3歳：男児 【事故現場】私立幼稚園内プール

【問題のポイント】

古笛は、「本事例では、幼稚園が、死亡した園児の遺族に対し、債務不履行責任(民415)もしくは教諭らの不法行為責任を前提とする使用者責任(民715)を負うか、監視をしていた教諭らが不法行為責任(民709)を負うかが問題となる。具体的には、水泳指導を行う場所が一見安全なプールであり、また、十分な人数を備えた監視体制のもと生じたでき水事故であったとしても、幼稚園または教諭らに注意義務違反が認められるのが問題となる。

この事例を議論させたあと、解説を行うが、たとえ自分では予見することが困難な事故であっても、専門家であればこれを当然に予見し、または予見すべきであったとの評価がなされるということです。」⁽¹¹⁾と述べる。

この解説では、素人である母親が監視していた場合と、専門職としての保育者が監視した場合には明らかに違うことを補説するとともに、短期大学で学ぶ2年間は専門職の学びであることも確認した。

⑤判例の読み方

【事例②：園児の踏切死亡事故と保育士の注意義務】「保育事故における注意義務と責任」⁽¹¹⁾
私立保育園の保育士Bが、園児20数名を1人で引率して、保育園外に散歩に出掛けました。

保育園に戻る途中で踏切まで来た際、警報機が鳴り始めたので、Bは園児の一部と一緒に踏み切りを渡ってしまい、池の園児は引き返しました。

その後、引き返した園児のうちの1人であるAちゃんが、上り電車が通過した後、まだ下り電車が通過するにもかかわらず、線路上に飛び出してしまい、下り電車にはねられ即死してしまいました。

【被害者】6歳：女兒 【事故現場】私立保育園の散歩中の踏切「

これについて、即死した園児Xの両親は、保育士Aの使用者であるY保育者に対して、Aの不法行為に基づく使用者責任を原因として、損害賠償を請求した。これに対して、保育所は園児にも過失があると主張して争った。

【争点】

- ①保育士Aには注意義務の違反があったか。
- ②園児の過失についてどのように考えるか。

【裁判所の判決(京都地裁昭和46年12月8日判決)】田村和之他「保育判例ハンドブック」⁽¹²⁾以下、「保育者判例ハンドブック」を活用しながら、判例の読み方並びに活用の仕方を解説し、小六法といかに連動、活用していくことを求めた。

①保育士Aの注意義務違反について

本件のような、「無人踏切を渡る場合、園児らが渡り終えた者と、渡り終えていない者とに2分された状態で電車が通過することになると、園児らの一方は保育士のつきそいなしに踏み切りを横断するのと同様の状態におかれ、まだ渡り終えていない園児らが早く渡りたい心理にかられることは見やすい道理であって極めて危険であるから、保育士としては、園児が2分されることのないよう万全の措置をとるべき義務があるものといわなければならない」。

②園児の過失について

「保育園の保育士は」、とくに園外保育の場合、幼児である園児らに自らを守る能力が欠け、あるいは不十分であるため、それを補い園児らを外部からの危険あるいは園児自らの不注意に基づく危険から守るのを職務としている。即ち、保育士は、園児らが負っている自らを守るべき義務を園児らに代わって引き受けていると見るべきである。従って、保育士である監督義務者は本件踏切のような上り電車と下り電車が同時に交叉するような場合、園児らが判断を誤る虞が多分にあるのであるから、全園児を踏切手前に待機させて保育士の先頭にいて制止して、その判断力の不足を補い、本件のように保育士が先に渡ってしまい、反って事故を誘発するような行動に出た場合は、園児の過失を損害賠償額算定にあたって斟酌（考慮）することは相当ではないというべきである。

短期大学生の限られた時間に、学生が難しいと考える「憲法」をより身近に考えてもらうために「保育事故と判例」を取り入れた。この考え方は、「憲法判例」を学ぶ前の助走と考えている。

つまり、判例を理解してもらうために、保育者としての関わりの中で起きた事故などを教材にすることで難しい判例も理解しやすくなる。また、法律用語も身近な保育用語と結びついて考えられるのでイメージしやすい。これをステップとして、少しずつ難易度を挙げて判例学習に入るようにした。

5 研究の考察

日本国憲法の授業を終えて、「憲法は難しい」から「難しいが先生になる上で大切なんだ」という意識が高まっているように思われる。この成果は、学生に少しでも憲法を身近な問題として感じてもらうために、新聞記事やニュース等にとりあげられている「教育問題」「環境問題」「選挙制度の問題」、さらに現在では「コロナ禍

に潜む人権問題」「いじめ」「虐待」などを示したことで、授業の中盤ごろには、これらの問題の多くは「憲法問題」であることを理解し、身近な存在としてとらえられるようになったのではないかと考える。下記のアンケートから読み取れるが、筆者が1週間の間に報道されたニュース等の新聞記事からピックアップし、印刷したものを学生に配布し、学生は新聞記事を一読し、感想や気づき、考察を記事に書きこむことの繰り返し活字に対する抵抗感や苦手意識も軽減したのではないかと考えられる。憲法はすべての授業の土台になる。なぜ幼稚園教諭の養成コースで日本国憲法を学ぶのかの意味についてさらなる理解が深まることを期待し、4月からの新1年生の授業改善を図っていきたい。

毎回の授業では振り返りを行っているが、その一環で15回の憲法を終えて、次のふり返りをしてもらった。

- 1 あなたは大学で初めて憲法の授業を受けてどんな感じを持ちましたか？
 - ① 興味・関心があり、しっかり勉強しようと思った 1人
 - ② 難しそうだが、勉強しようと思った 11人
 - ③ 文字ばかりで読みにくいが、辞書等を活用して努力しようと思った 2人
 - ④ 難しいと思うし、ついていけるか心配だった 20人
 - ⑤ 必修単位だから取り組もうと思った 4人

- 2 あなたは、入学までに日常生活で新聞には目を通していましたか？
 - ① 毎日、新聞に目を通していた 1人
 - ② ときどき目を通していた 12人
 - ③ まったく目を通していなかった 26人

- 3 憲法の授業では新聞記事の配布が毎回なされましたが、あなたは読むことができましたか？

か？

- ① 毎回、読むようにした 8人
- ② 全部ではないが読むようにした 12人
- ③ 1枚でも読むようにした 9人
- ④ 見出しだけでも読むようにした 9人
- ⑤ まったく読めなかった 0人

4 新聞を読むときに辞書は活用しましたか？

- ① 毎回、手に置いて読むようにして、書き込みもするようにした。 4人
- ② 読みながら、読めない漢字や意味が分からない言葉はマークしておいて、後で、辞書で調べるようにした。 18人
- ③ 読んだが、分からない漢字はそのままにした 13人
- ④ 辞書も引かないし、何もしなかった 3人

5 新聞記事等は、あなたの意識に変化をもたらしましたか？

- ① (画面だけでなく) 活字を読むようになった 5人
- ② 読むスピードが速くなった 12人
- ③ 生活と社会並びに憲法問題等と関連させて読めるようになった 17人
- ④ 変化はなかった 3人

6 憲法の授業で、保育問題や保育事故等の新聞記事等も数多く配布しましたが、憲法や法律と関連させて考えるようになりましたか？

- ① 常に憲法や法律の視点と関連させて考えるようになった 2人
- ② 時間が許すかぎり考えるようになった 7人
- ③ 初めと比べて少しずつ意識するようになった 28人
- ④ 特に意識しなかった 1人

7 保育事例問題を解釈する上で、新聞記事を読み、活字に読む力が重要あることに気づきましたか？

- ① 法令解釈には「読むこと」の重要性に改めて

認識させられた 12人

- ② 解釈する上で漢字力や語彙力とともに読むスピードが必要であることに気づき、少しずつ力がついてきた 17人
- ③ まだ不十分である 9人

8 あなたは、憲法の授業を受けてから、新聞やニュースなど、憲法について書かれた文章を読んだり、報道番組等を見たり、意識してみるようになりましたか？

- ① 常に読んだり見たりするようになった 2人
- ② よく読んだり見たりするようになった 7人
- ③ 何回か読んだり見たりするようになった 17人
- ④ 一度は読んだり見たりするようになった 7人
- ⑤ 変わらない 5人

9 あなたは憲法というものは、自分たちの生活にとって重要な関係をもっているものだと思いますか、それとも、自分たちの生活にはあまり関係のないものだと思いますか？

- ① 重要な関係を持っている 31人
- ② あまり関係がない 2人
- ③ わからない 5人

6 おわりに

日本国憲法の講義を行う教員として、「学生が寝ない授業」を展開するための教材研究に対する試行錯誤の毎日であった。今も変わらない毎日である。それでも、学生からの「やはり私も、最初は憲法は難しいと思っていました。中高生でも憲法を習ってきましたが、今習う憲法と、習ってきた憲法、本当に見方が変わります。憲法とはすぐそこにあるという事に気づけば、自ずと学習するのが楽しくなりますし、こういう気づきがある授業に早く出会いたかったと思いました」等のコメントを糧にして、これからも研究と教育に取り組んでいきたい。

※引用・参考文献

- (1) 西原博史・斎藤一久「教職課程のための憲法入門」弘文堂、2016、p 2
- (2) 中川直毅「大学教職教養科目としての日本国憲法講義に関する考察—大学シラバスから検証を試みる—」名古屋芸術大学研究紀要第40巻、2019、pp 185～204
- (3) 中川直毅：前掲書
- (4) 品川皓亮「法律の教科書」日本実業出版社、2011、pp 20～21
- (5) 品川皓亮；前掲書
- (6) 品川皓亮：前掲書
- (7) 木山泰嗣「最強の法律学習ノート術」弘文堂、2012、p 73
- (8) 横田明美他「法律学習Q&A」有斐閣、2019、p 31
- (9) 川口創・平松和子「保育と憲法」大月書店、2018、pp 9～10
- (10) 川口創・平松和子：前掲書
- (11) 保育事故における注意義務と責任」新日本法規、2020、pp 170～171
- (12) 田村和之他「保育判例ハンドブック」信山社、2016、pp 42～43
- (13) 高乗正臣「保育者のための法学・憲法入門」成文堂、2020
- (14) 石本伸晃「世の中がわかる憲法ドリル」平凡社、2007
- (15) 橋本勇人「保育と日本国憲法」みらい、2019
- (16) 萩村一美他「切り抜き速報 北斗幼児教育版」ニホンミック、2020、p 82
- (17) 吉田成年「大学生のための日本国憲法入門」慶應義塾大学出版会、2020
- (18) 志田陽子編「教職のための憲法」法律文化社、2017